

## 第九部

## 第四回 参議院厚生委員会議録第二号

(七五)

昭和二十三年十二月二日(日曜日)

本日の会議に付した事件

○社会保障制度審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

午前十時四十四分開会

○委員長(堀本重蔵君) 只今より開会いたします。社会保障制度の決議案に関する請求書及び総統調査要求書についてお話をうなづけます。速記を止めます。

〔速記中止〕

○委員長(堀本重蔵君) 速記を始め

午前十一時七分開会

○委員長(堀本重蔵君) 休憩前に引続  
て再開いたします。社会保障制度審  
議会設置法案の審議に入ります。速記  
を止めます。

〔速記中止〕

○委員長(堀本重蔵君) 速記開始。

○山下義信君 そういうことになりますと、他にも、会長、副会長のいろいろ指揮命令に関連いたしましたり、あるいは書記局の機構などを作ることにいたしましたり、服務規程というようなものが必要になつて来ると思いますが、そういうふうな細かい規定を作ることにいた

るならば、これでよろしくあります。この審議会に関する規程は、この設置だけになりますが、その点は如何で

ありますか。

○説明員(堀内吉次君) 運営その他の点は、当然審議会が設立されましらば、審議会の内部でお決めを願う問題、従つて例えば議事規則でございますとか、そういうものは審議会でお決

め願うということにならうと思いまして、審議会の内部でお決めを願う問題、従つて例えば議事規則でございますとか、そういうものは審議会でお決

め願うといふことにならうと思いまして、審議会の内部でお決めを願う問題、従つて例えば議事規則でございますとか、そういうものは審議会でお決

とができるか。或いは政令その他に委員会

ねて作らせるかということを、この法律の中に規定して置かなければ、この法

律以外の運用上の細則は、誰が決め置かなくても、規則をみずから定める

ことができますか。

○説明員(堀内吉次君) 只今の点は委員会の内部の議事規則でありますと困りますか。

困りますか。これがまだ梓だけを

いつても、法律で委員会に審議会に關するかということが決めてないと、将来

これが細かいことは政令で委員会に審議会に關するかということが決めて

する限りは細かいことは政令で委員会に審議会に關するかということが決

ます。でも、これはまあやうと問題だらうと思いませんが、通常の條理に合つた

決め方をされることに間違ひございませんが、そういうような條理に合つた

ようなもので、審議会の内部において、各委員の方と御相談されました。議事規則なり、或いは諸般の事務上の規則

なりをお決めになると思いません。只今

のところ私らとしてはこの法律が成立いたしました場合に、特段に政令を以てこれに関するいろいろの定めをする

と、今のところ予定してございません。

併しながらそういうものが若し、委員会の運営上必要であるというふうなこ

とに至つて、委員会で御相談が趣ります

と、今のところ予定してございません。

○説明員(堀内吉次君) 今のお尋ねに

ことによつて、とむ細則が定められる

と、それはこの設置法の中に規定して

置かなくても、規則をみずから定める

ことができますか。

○説明員(堀内吉次君) 只今の点は委員会の内部の議事規則でありますと困りますか。

困りますか。これが細かいことは政

令に委ねるとか、或いは政令とか、そ

うが、機構の内容によりますが、別はそ

うです。でも、これはまあやうと問題だらうと思いませんが、通常の條理に合つた

決め方をされることに間違ひございませんが、そういうような條理に合つた

ようなもので、審議会の内部において、各委員の方と御相談されました。議事規則なり、或いは諸般の事務上の規則

なりをお決めになると思いません。只今

のところ私らとしてはこの法律が成立いたしました場合に、特段に政令を以てこれに関するいろいろの定めをする

と、今のところ予定してございません。

併しながらそういうものが若し、委員会の運営上必要であるというふうなこ

とに至つて、委員会で御相談が趣ります

と、今のところ予定してございません。

○説明員(堀内吉次君) 今のお尋ねに

お尋ね申しますと、お駄駄申上げます。一般的に法律の施

い規定を若し規則などによつて作られ

て、それによつて動かされて行くとい

うことになると、これはただ梓だけを

ここで決めて置いて、そうして細かい

実際的なものと、法律に反するような

ことが行われ得る危険性が多分にあり

ます。でありますから細かいことは政

令に委ねるとか、或いは政令とか、そ

うが法律とか、或いは政令とか、そ

ういう法規の形ではなくて、委員会の審

議会の内部の規定である限りにおいて

は、委員会内部にだけ適用するもので

は、委員会の規定である限りにおいて

は、委員会内部の規定である限りにおいて

は、委員会内部の規定である限りにおいて

は、委員会内部の規定である限りにおいて

は、委員会内部の規定である限りにおいて

は、委員会内部の規定である限りにおいて

は、委員会内部の規定である限りにおいて

あります。

この審議会自体が作るこ

とができます。

と、臨時委員は、内閣総理大臣が勝手に命令し委嘱するようになります。会長は何にも與り知りないのであるが、臨時委員の任命については、最初の第五條第一項の四号に亘る所の四十五名の委員は、仮に一步譲って内閣総理大臣が自由に任命することができるときも、必ずいたしましても、臨時委員といふものは恐らく審議会ができる、必要な都度に私はその専門家というような者を適宜任命するのであるうと思ふ。そういう任命が委員会ができる、会長、副会長ができる、何らの相談に與からんというのであれば、会長、副会長は如何にも互選によつて、民主的に選定であると見えておつても何らの権限が與えられない。要するところ、これは精局内閣総理大臣の昔の天下り的な、官僚的な一つの審議会であると言わなければなりません。会長、副会長はどれだけの権限を持つておるのであるかということを明らかにいたして置きたい。お答えを願いたい。

おいて「必要がある」と認めるところは、而もこれは特別の事項を調査せしめることができるところでござります。まして、会の運営の途中において起ります問題であることはお説の通りであります。従いまして特別の事項を調査して出て来る」とことなり、そのことは会長がこの審議会の意見を代表しまして、こういうことを審議調査しなければならぬ、而もそれは可なり特殊な問題である、こういうふうなことでありますならば、それと内閣総理大臣との相談によりまして、或いは又会長の申し出によりまして、命じ、又は委嘱するということになるだらうと思います。決してその点は一方的に、全然運営なしに独断にやるというふうには、会の運営上私達としては考えられないと思ひます。そういうふうになります。

くちやならんと思はざるで、その根本的な問題としては、この審議会の設置は、これは要するに申しますと、關係方面の勧告書によられたことであらうと思う。私も教訓を受けて、この審議会に關するところまで、勧告書の條項を読んでみまして、多少了解のし難い点もあるのですが、恐らくあの勧告書の趣旨に則らざりましても、この構想ができたものであつたと思う。あの勧告書には、審議會によるもののが一つの行政機關というふうなところでも諮詢されておるようですが、恐らくあの審議會なり諮問委員會などということは、これは争う余地がないことは、さういふのであります。それらのいずれを見ましても、結局全権といふものが委譲せられておる。この審議會を作りまして、結局審議會の権限といふものは何によりて表現されるか。いまでもなく、会長の権限といふものによって、それが具體化されるのであります。この設置法を見ますと、会長の権限といふものは何もない。皆内閣總理大臣が自由にやることになつてゐる。それじや内閣と同じレベルと、いうことは、どこによつてそれを見ることができるかといふことに、根本問題がなるのであります。その点は政府は、この審議會の権威、いわゆる会長の権限、そういうものと勧告書の趣旨といふものを照らし合わせまして、内閣と同列の立場を持ち得るという点につきまして、会長の権限問題を、どうお考えになるか、その点を、速記の方

意味で御了承願えれば結構だと思いま  
す。

○山下義信君 私は簡単に申上げま  
す。これは折角権威のある審議会を作  
らうとする趣旨にあしましては、私はこ  
ちつともそういう權威ある審議会には  
なっていません。これは「勧告」という  
文字は近頃使う文字でありますから、昔  
から答申とか意見具申ということも使  
つておる。同じことなんであります。  
ちつとも從来と變りない。何も堂々た  
る審議会の内容ではないので、殊にこ  
の委員の任命のことは、内閣總理大  
臣が自由にやるのでありますから、今  
度而も仕事が極めて繁い、一年と二年  
になつておるのでありますから、一年  
目には、少くとも二年目には、内閣總  
理大臣の好きな者と全訛取替えること  
もできるのでありますし、いわゆる結  
局官製の從來のたゞ調査会、審議会と  
いうものと同じものになる。せめてこ  
の中で強いて求むれば、今あなたが御  
答弁になりましたような第二條の第一  
項であります。この第二條の第二項は  
余程強い意味にこれを解釈いたします  
ならば、幾らか審議会の権限、權威と  
いうものがあるかのごとくに推察せら  
れます。この第二條の第二項は、相当  
強いものと考えて宜しいのであります  
か。これは如何でござりますか。

○説明新(細岡吉次郎) 只今お話のあ  
りました第二條の第二項は、強い勧告  
という表現でおつしやられますと、私  
もはつきりしたことは申上げ兼ねます  
が、少くとも内閣總理大臣及び閣僚大  
臣が「社会保障に関する企画、立法又  
は運営の大綱」これを意思決定をしよ  
うという前には「あらかじめ、審議会

通り臨時委員につきましては、第三條

ます。場合によりましては、修正します。

お考えたなるか、その点は、連記の古事記の本義の解釈問題をどうぞ

とは相當異なるものであるといふうちには考へておきたい。

うという前には十もいかじめ、無事

うことでありますからして、意見を求  
めずして決定をするということは、本

法の違反になるというふうに思はれることは法理上当然だと思ひます。ただその場合に、意見を聽けばいいんだというふうにも、これは認めますし、一應それまで法理解釋は通り得るかとは思ひます。

が、併しながら行政運用の面におきまして、この種の特殊法が設けられ、そして、いち文句があります以上、その意見を見ても十分慎重に審議して、その意見の聽くべきであることを、よろしくお示しください。

べきところに聽かなければならんといふことは、行政の運用上当然でなからうかどういうふうに存じます。尙又本送案の第九條におきまして、審議会は前会計年度のいろいろの活動状況その他問題を「國會に提出するようだ。内

閣総理大臣に提出しなければならない」とありますので、立法院に対しまして当然その種の問題を御報告申上げるわけであります。従つて例えばこの第二條の第二項にあります「立法」という文字、この文字は立法に関するての企

画等であります。そういう問題の最終決定につきましては、審議会の意見も最後の立法府において十分参考され、いろいろとそれを参考にして審議を進めて頂くといふように考えまして、強引な、とおつしや、ましたことは

たつきましては、何とも申上げ兼ねるのであります。実際上の結果としては第二條第二項というものは相当強いものである。こういうように私共は考えております。

○山下信君 私は一應問題を提供され  
て頂きました、あと同僚委員の御質  
疑も沢山あると思いますから、任期を  
二年と一年、半数が一年、勅告書にば

四年若しくは六年、成るべく長い任期のよくなきに勧告があつたように記憶しておりますが、二年と一年と非常に短かい、取りようによつては又御意見もありましようが、二年と一年とい

うことは、これはございませんけれども、行政運営上の責任上、若し企画立案法等についてもよなことがありますならば、運営上の責任という問題提起する。こう、どうふうに考えておりま

の束縛というところまで行くのでなくして、この審議会の構成メンバーの権限といふものが、相当な高い権限を持つて、この審議会が選用せられて行くというものでなくては、実質的に置いて何にも権威はない。どんなことを語うても、委員は内閣総理大臣が一方

やりになりますかどうか、これをもう一度はつきりとお答えが願いたいと思うのであります。尚御承知の通りと思いますが、この委員会におきまして、この問題に関する特別の調査会などを設けまして十分研究いたし、進んでは立法化せんとする意思を持つておることも御承知で、そうなりますと、そこに何らかの振合いができて来て、將來いろいろのトラブルが生じやしないかということを考えますので、この点重ねて質問し、明確なる御答弁を要求いたします。

ることは、行政の運用上当然でなからうかどういうふうに存じます。尙又本法案の第九條におきまして、審議会は前会計年度のいろいろの活動状況その他問題を「國会に提出するように、内閣総理大臣に提出しなければならぬが、これは將來社會保障制度というものが確立されまして、その運営の責任は当然行政部が當るわけでしょうが、その場合に運営審議会と申しますか、運営協議会と申しますか、その種の問題についての委員、これは非常に少人

希望しておるのではない。そうではあります  
が、ここに若し第二項の趣旨が、行政機関のそ  
ういふ運営の大綱に関して、その意思決定に  
縛を加えるというような点にまで、それが及ぶ  
るは一つの行政機関にならなくてはなら  
ん。政府の行政機関としての権限と  
うものを持つものでなければ、こ  
とは相当大きな問題であると思う。言  
うまでもなく内閣法、更に遡れば憲法  
行政権今まで問題が及ぶものであるし

考える。然るにこの性格はそういう、わゆる行政機關ではなくして、一つの諮問機關的な立場を持っておつて、こうしてそれの一つの権限内容に行政の意思を束縛するところまで強めることは、私はこれは余程詮闇があるの

はないかと考えるのでありますから、この第二條第三項の解釈は、これはほんと種慎重に速記にも留めて置きまして、立法に誤りながらしめることが必要だらあると考えて、私は質疑を提供したんだあります。そこでこの審議会が内閣と同列のような高い審議会の内容を持つたせるということは、そういう行政政策

とは相当異なるものであるというふうに私共は考えておりますが、そういうの束縛というところまで行くのではなくして、この審議会の構成メンバーの权限といふものが、相当な高い权限を持つて、この審議会が選用せられて行くといふものでなくては、実質的に置いて何にも権威はない。どんなことを譲りても、委員は内閣総理大臣が一方的に任命するのだと、ということになると、ただ従来の官僚的な諮問機関と少しも違わない。私は裏に賛成を表するのでありますけれども、そういう点にこの設置法の構成の上に、一、二疑点がありますので、問題を提供したのあります。尚時間がありますから本員も考え方を頂きました。質疑を保留させて頂きたいと思います。

○鷲井伊香君 昨日この第二條の二行目の「立法及び運営の大綱につき、研究し、その結果を、國会に提出するよう」ことについて質問いたしましたとき、富崎政府委員からの答弁を、速記録によつて見ますと「それから第二條の立法といふこと」とございました。されど、これは國会に提出するに至りましたが、これは國会に提出するに至りましたとき、富崎政府委員からの答弁を、速記録によつて見ますと「それから第二條の立法といふこと」とございました。そういたしますと、法律案を作つて國会の方へ勧告をする。こういう意味の立法という文字であると思うのです。そこで、国は國会に提出するに至りましたとき、富崎政府委員からの答弁を、速記録によつて見ますと「それから第二條の立法といふこと」とございました。そういたしますと、法律案を作つて國会の方へ勧告をする。こうつくりと作り上げるまで、審議会が仕事をするといふふうに受取れるので、従いまして第二條の「立法及び運営の大綱につき」ということと非常に意味が食い違うと思います。尙第二條の二項を見ましても「社会保障に関する企画、立法又は運営の大綱」と、やはりここにもそういうふうになつておりますが、法文化するまでの審議会でお

うといふ前には「あらかじめ、審議会の意見を求めなければならぬ」とい

うなりますかどうか、これをもう一度はつきりとお答えが願いたいと思つてあります。尙御承知の通りと思つて、この委員会におきましても、この問題に関する特別の調査会などを設けまして十分研究いたし、進んでは立法化せんとする意思を持つておることも御承知で、そうなりますと、そこに何らかの振合ひができるて来て、將來いろいろのトラブルが生じやしないか、ということを考えますので、この点重ねて質問し、明確なる御答弁を要求いたします。

○政府委員(富崎太一君) 第二條の條文の問題でござりますが、社会保障とその関係事項に関する立法及び運営の大綱につき、研究し、その結果を、國会に提出するように、内閣総理大臣に勧告し、」こうしたこととござりますが、これは社会保険と、その関係事項、國会に提出するように、内閣総理大臣に勧告し、」こうしたこととござりますが、これは社会保険による経済的保障の最も効果的な方法、この二つにつきまして、立法及び運営の大綱につきまして、研究をするということをいたしまして、法案を考える。或いは運営の大綱につき研究するということは、この審議会で研究をいたしますが、その研究を内閣総理大臣に、國会にそういうして、法案を考える。或いは運営の大綱につき研究するということは、この審議会で研究をいたしますが、その研究があつたと、こうことを擲出するよ

うに、内閣総理大臣に勧告をするといふこととございまして、この意味は、國会が立法をなさいますことについて、國会の御参考に審議会が案を作るといふこととございまして、國会の立法事項をこの審議会が立法するという研究があつたと、こうことを擲出するよ

うに、内閣総理大臣に勧告をするといふこととございまして、この意味は、國会が立法をなさいますことについて、國会の御参考に審議会が案を作るといふこととございまして、國会の立法事項をこの審議会が立法するといふことではないとござります。ござりますからして、仮に立法という文字がございますが、法律案を審議会で作

て、國会が審議をなさいます案である  
かどうかは別問題といったしまして、國  
会に御参考として、内閣総理大臣を通  
じて國会にお出しをするということござ  
りますが、それは正確な意味の法  
律案でないと思うのでござります。法  
律を作られますのは國会でございま  
すから、その参考になるような意見を  
審議会で作る、こういう意味だと私共  
は考えております。

とになると思します。

○中平常太郎君　只今の宮崎さんの説明で行きますといふと、やはり或意味におきまして、一党一派に偏るという嫌いが残されておるようになります。この関係各廳の吏はそれでよろしいが、第三の「経験のある者」というところにならすというと、どうしてもこれは社会障に関する学識経験というのである

が、こういうことを加味されて、いちいち誰それをということを決められるのに、総理大臣お一人では御困難であろうと思うのです。聞議にいたしましても、そういうふうにいたしますといふと、どうも偏して来る虞れがあると思われるのでありますから、その点お伺いしたい。

その次に第四の方は、使用者、被使用者、医師、歯科医師、それはそれなりま

中には、勿論大学の教授もおられるといふことは、私は思います。すでに日本で有名なことの道の権威者がおられますので、そういう大学の教授の中から選ぶことは事実であろうと思ひます。それ以外の顔振れでございますが、それにつきまして、官僚の方は二番で済んでるから、第三号の方は官僚の経済のないものを、という御意見でございますが、そういう方面に選考があることと存じます。

○國務大臣(林謹治君) 只今のお説、これは人員にも関係があることと存じますが、昨日局長からお答えをいたしましたが、十分その点を考慮して決定をいたしたいと考えておるのであります。

○中平常太郎君 第五條の構成メンバーのこととあります。今山下委員長のみがこれを命ずることに、委嘱することになりますので、どうしてもこれはある意味におきましては、一派に偏る虞れがないとも言えんと思われるのですが、この委嘱するまでの、私はこの審議会ができるからの方のことは相当了解はできるのですが、審議会ができるまでの構成分子を揃えるということを明らかにするまでそのことは、総理大臣が何人かと相談されるのであるか、この点を先にお伺いしたい。

会議員の方をこの審議会の委員に委嘱いたしましたが、大臣は、両院の議長にその人選方をお願いいたしまして、両院でお選びになつた方を委員にお願いする、こういう手順だと考えております。

○中平常太郎君 それから、あと第二回、第三、第四。

○中平義太郎君 只今の宮崎さんの説明で行きますと、いうと、やはり或意味におきまして、一党一派に偏るという嫌いが残されておるよう由来のあります。この関係各廳の吏は、それでよろしいが、第三の「学識経験のある者」というところにならすというと、どうしてもこれは社会に関する学識経験というのであるが、ただ学者のみを寄せて、机上のオロギだけを集めて、そういう海外のさくへな著者をあさつて、うしてこんなものだといふやうな理由では、社会保障といふやうな、実際に國民の民生安定の根底の最高理念を表現すべき社会保障としては、極めてそういうようなやり方では、おいて、そのところ徹底することはできないと思うのであります。それでやはり経験という中にも、実際社会事業として、血の出るような経験を蓄めておる人、或いはこういう方面に絶えず使つておられるような実際的ななりきりのところの方が、私はこの際大事であると思う、ただ一つの保険局の一室をやつたといって、必ずしもそうしたのが、そういう人が学識経験者ということの方が、私はこの際大事であると思うのであります。それで閑官廳の官吏といふ方面では官僚の方々が、二の方にあるのですから、第三の学識経験者の全然地についた民間から採りに来る必要があると思われるのあります。

中には、勿論大学の教授もおられるとの道の権威者がおられますので、そういう大学の教授の中から選ぶことは事実であるうと思います。それ以外の額振れでございますが、それにつきまして、官僚の方は二番で済んでるから、第三号の方は官僚の経済のないものを、という御意見でございますが、そういう方面に選考があることと存じます。随分昔官僚の経験があつたが、長くこの道に携つておられる方は、民間の苦労も随分積んでおられるので、私はその方面の方々も選考をされるのではないか、かよう存するのでございまして、ただその選考に当りますて、政府のみが決定しないで、誰か、或いは團体、そういう方に相談をしないかといふお話をございますが、これは非公式には相談することはあろうと思ひますけれども、公式に相談するようなことはないのではないか、こういうように私は存じております。

なんと申しましょうか、御朗答頂きましたのでござります。○國務大臣(林董議長) 只今のお説、これは人員にも関係があることと存じますが、昨日局長からお答えをいたしましたように、十分その点を考慮して決定をいたしたいと考えておるのであります。

○草薙謹閣君 一二三の点を伺いたいと存じます。第一はこの審議会は書記、幹事等を置いた常設的な事務局的なものをしてつとめやりになるといひ御構想であります。それにいたしますと事務費は六十七万三千円というお話であります。が、その費用で行けるかどうか、それからこれが議決をされますと、公布の日からということになりますが、いつから発足する予定であるのですが、この点を伺いたいと存じます。

○政府委員(宮崎太一君) こゝの委員会は最初におきましては現在の社会保険の各種立法、及び社会事業或いは衛生、方面等につきまして十分研究を要して、社会保障法という法律を作るものであると存ずるのであります。そうちしらまするまでにおきましては、私はいわゆる立法の研究の時代があると思うのであります。それからその研究によりまして國会で御審議を願つて、國会の可決を見ました法律によりまして、新しい社会保障に関する事が始まると思います。それで最初の立法を見るまでの準備期間におきましては、この形で参りますのでございまして、この形と申しますのは専門の事務局は置きません。委員は御承知の通りでござりまするし、幹事は関係各廳の從來おられます官吏、それからその他専門の幹事

方を内閣において選考して、内閣で委嘱する、或は任向らるる事、其の上に、

そうした方面からお探りになる御意  
がわざわざ三郎、七三によつて三

するし、韓事は関係各職の從來おり善  
きも亦古く、七八かの主の也直門の尋

卷之三

の方をお願いするということになりますが、すべて常任の方ではございません。書記もこれは常任ではないかもしれません。結局厚生省及び内閣の職員がそのことに関わるのだと想つたのでございます。

そうして立法の準備ができまして國  
会が済みましてから、私はこの法律は  
一度改正を見なすしばらくの間やな

○草薙謹園君 第二條によりますと「審議会は、委員四十人をもつて組織する」とあるだけありますから、委員四十名が欠けた場合は、審議会というものは組織が欠けることになつて、従つて機能を停止するということにははないが、この点が一つであります。

のではありません。従つて場合によるところでは、いかにも緊急をいために十名お探しになることの可能ではないか、こういう場合が起り得るのであります。從つて國会議員でありまするから、參議院から十名お探しになることの可能ではないか、こういう場合が起り得るのであります。

それから次に第五條の國會議員  
ざいます、これは國會議員と書  
したのは、御承知のように衆議院議  
參議院議員にお願いするといふこと  
ございまして、今仰せになりしきこ  
うに衆議院で十名を選んだり、或  
參議院で十名を選んだりするとい  
うではないでございまして、衆  
議員と參議院議員の方々を併せて  
議員としてお願いをする、こうい  
味になつておるのでございまして  
はこれで差支えないのじやないか  
だその衆議院議員何名、參議院議  
名ということにつきましては、両  
御相談をして予め決めておいてい  
じやないか。法律はこれでいいの  
ないかと私は存じておるわけでござ  
ります。

○政府委員(宮崎太一君) 私は、この審議会は立法院の権限を侵すものではないという御説明を申上げたのでござりますが、審案問題といたしまして、國會議員の方が入る、それから行政の方の首腦部が入る、又天下の学識経験者が入る、而してこの事務に關係のある代表者が入ることにして、この審議会でござりますので、この審議会において慎重審議をいたしまして、内外の事情を考慮し、日本の財政經濟の現状を考えて案ができる上るのでございまして、日本における最高の研究によつて案ができるものであると私は思うのであります。そういうたしまするならば、この案なるものは國会も十分尊重せら

しましては、これは費用はすべて事務を置かない費用で六十何万円で済む。こういう考え方になつておるのであります。

それからいつからこの仕事を始めるかということをございますが、大体本  
國会にこれを御可決を願いますなら  
ば、直ちに委員の選考などに着手いた  
しまして、若し衆議院が解散になります  
ならば、衆議院の解散後選考を経て  
新しい議員の方が出られましてから、  
その國會議員の選考が始まるとと思うの  
であります。それまでに國會議員以外  
の選考を終りまして、そうして審査等  
の手続もそれまでに済んで、新しく衆  
議院議員の方が出されました頃におい  
て、委員全部の顔触れを決定いたしました  
い、それから直ちに審議をお願いする、  
こういう段取になるのかと存じております

○草薙謹聞君 第二條によりますと  
「審議会は、委員四十人をもつて組織する」とあるだけでありますから、委員四十名が欠けた場合は、審議会といふものは組織が欠けることになつて、従つて機能を停止するということになります。しかし、この点が一つであります。  
それから第二條の、この委員会は、内閣総理大臣に勧告し、関係大臣に書面を以て助言する。書面を以て助言するということは第二項の総理大臣なり関係大臣が予め審議会の意見を求むることに対して書面を以て助言するという意味でありますか、或いはまだほかに、書面を以て助言をするという方法を考えておられるか、この点を伺いたい。それからもう一つ、ついでにこの第五條の今、國会議員の構想はお話のようにありましたか、これは單に構想であつて、併し時の内閣総理大臣は國會議員から選ぶということになつておりますので、國会議員である參議院から十名選ばうが、衆議院から十名選ばうが、これは自由ではないか、或いは場合によると衆議院だけから十名採つてもいいし、又參議院と衆議院からおの／＼五名を探つてもいいし、或いは衆議院から七名探り、參議院から三名探つてもいいし、どうよろなことになるので、これを本当に先にお話になりました、議長に申出て、そうしてこの國会両方からと、いうことになりまこと、ただ國會議員といふだけでは法文上不十分ではないか。で國會議員の中から衆議院議長、及び參議院議長が指名した者といふように改めなければ、御意思のよくな状態に進み得ないか、

のではありませんか。がよなた黙念をいたすのであります。従つて場合によるところ、國会議員でありまするから、參議院から十名お採りになることも可能ではないか、こういう場合が起り得るのである。

○政府委員（吉崎本一君）第三條の四十名でございますが、委員は四十名を以て組織するのでございますが、或いは死亡その他の關係で委員が欠けることがあります。そのときには直ちに後任者の補充をお願いするのでござりますが、緊急の場合等において三十九名、又は三十八名で開かなきやならん場合があらうと存じますが、私はそれは差支えない、こういうように存じておるのでござります。但し速やかにこの補欠の委員をお選びしなければならん、こういうように存じております。

それから第二條の第一項の、関係大臣に書面を以て助言するという問題と、第二項の意見を求めるという場合は二つございますが、第一項の場合にはこの審議会はみずから能動的にこの仕事をするのでござりますので、みずから自らの自発的な立場において研究し、又提案をする関係がございますので、書面を以て助言する、こういう意味でござります。

それから第二項の場合は、これは内閣総理大臣及び関係各大臣から諮問を受けて、そうして意見を答える、こういう形になりますので、これは大体において書面でなければならんと思いますが、或いは口頭で答える場合もあるとかと存じますが、大体書面といふことは、はつきり書いてないのでござりますが、第一項の場合書面を以て答

それから次に第五條の國會議員  
ざいますが、これは國會議員と書  
したのは御承知のように衆議院議員  
参議院議員にお願いするというこ  
とございまして、今仰せになりまし  
うに衆議院で十名を選んだり、或  
参議院で十名を選んだりするとい  
旨ではないのでございまして、衆  
議員と参議院議員の方々を併せて  
議員としてお願いをする、こうい  
味になつておるのでございまして  
はこれで差支えないのでないか  
だその衆議院議員何名、参議院議  
員名ということにつきましては、両  
御相談をして予め決めておいてい  
じやないか。法律はこれでいいの  
ないかと私は存じておるわけでござ  
ます。

さまでござるのではないかと思うのであります。この点ではないてはどういうお考えですか。

○政府委員(宮崎本一君) 私は、この審議会は立法府の権限を侵すものではないという御説明を申上げたのでござりますが、事実問題といたしまして、國会議員の方が入る。それから行政府の方の首腦部が入る。又天下の学識経験者が入る、而してこの事業に關係のある代表者が入ることにして、この審議会でござりますので、この審議会において慎重審議をいたしまして、内外の事情を考慮し、日本の財政經濟の現状を考えて案ができる上るのでございまして、日本における最高の研究によつて案ができるものであると私は思うのであります。そういうたしまずるならば、この案なるものは國会も十分尊重せられ、又行政部の方においても、十分尊重をして作るものであろうと思ひますので、この審議会の答申或いは提案というものが、私は相當實質上において根拠になるのではないかと思ひます。そういうたしまするならば、相当審議会にやはり國会のこの途に精通しておられる方が入られます。そうして國会が審議をなさります際ににおいて、國会のお氣持と合うようない案をお作りになる方がよいのではないか、折角えなにかが審議をなさります以上は、こういう立派な案を作ります以上は、國家の最高意思決定をいたします國会の代表の方々がお入りになつて、日本のこの社会保障制度の審議会としての権威を維持し、又重からしめて頂きましたよし、こういう趣旨で是非共この審議会に、國会議員の方が入つて頂きたい、ことういうことで立案されたものと存する。

१८८५

○中平繁太郎君 第四條のですが「常務委員は、議事及び提案された意見を記録するものとする。」こうあります。が、それでは書記官長というような恰好でありますか、とにかくこれには能動的な強い意味のことか一つもないのです。会長なり、副会長なりを輔佐するということに、常務委員の職責が参つておらないように思うのですが、たゞ議事を進めたり、提案された意見を筆記するぐらいいることであるならば、何もありませんか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(宮崎太一君) これは我が國の審議会といったては、極めて珍ら

しい形でございまして、從來は記録など  
の仕事のように思われたのでござい  
ますが、外國等の例におきましては、  
非常に、この常務委員といふものが、  
委員の中から出ておりまして、責任を  
以て議事及び記録等のことを掌るとい  
う形になつておるのでございます。社  
会保障制度そのものが、日本の制度で  
はあるが、同時に内外を通ずる一つの  
文化國家としての大きな使命でもござ  
いますので、こういう形の委員を置き  
まして、本審議会というものが議事及  
び意見の記録といふことについて、委  
員みすからが責任を持つのであるとい  
ふことを明瞭にいたしたわけでござい  
ます。

○草薙隆圓君 もう一つ先の点をはりきりと承わつて置きたいと思ひます。結局第五條の「左の各号に掲げる者のうちから、内閣総理大臣が、それぞれ同数を命じ、又は委嘱する。」國会議員である草薙といふのを、單独に内閣

総理大臣が命じ得るわけなんです。併

し先のお話では、内閣総理大臣が國会に命じ得るわけなんです。併し  
総理大臣が命じ得るわけなんです。併し  
対して、両院の議長に対しても願い  
をするという御答弁のようであつたの  
です。これは國会に対して、そうして  
國会の承認を求めて、國會議員を御委  
嘱になるという御意思であるかといふ  
点が一つと、それからもう一つは、一  
から十まで衆議院と參議院とは同數  
ということをお考えになつておるか、  
或いは私が先に申上げました衆議院か  
ら十名、參議院とは又別にといふ場合  
もあり得ると存じまするが、本質的に  
は、衆議院、參議院の／＼五名づ  
といふ御意思であるか、この点を一つで置きたいと思ひ  
ます。

（國務大臣（林淵治君）） 私からお話をいたします。只今の議員に対しての問題でありまするが、それは委員を議長に御推薦を認めからお願いをいたしまして、議長から運営委員会にお諮りを願つて後、御推薦を頂きたいこう考えております。それでこの衆議院と參議院とも同教にするかどうかということにも關係があろうと思ひますが、これには人員を或る程度まで限つております。そこでこの間において、關係方面などと一應折衝して見なければならんと考えまして、今のところこれは同教にするとか、或いは片方何名にするといふことを申上げた道憾に考へるわけありますが、只今申上げました通りに、議長にお諮りをいたしました。

をいたしましたて、運営委員会の結果に基いて、御推薦を願う、こういうことになつております。

よつては、むしろ國會議員を除けて選舉

よつては、むしろ國會議員を除けて總  
本的な行き方をして、國会に対する本  
當の資料を提供するという行き方の方  
が、或る場合によつては、お取扱いの  
如何によつては、却つていい場合も起  
り得ると存するわけでありますから、  
この点念を押しておるわけであります  
す。余擇、國會議員がここに入りまし  
て、発言する場合において、又この審  
議會を委員としていたしまする場合に  
おきましては、一國會議員として、個  
人であるとのみは考えられないのであ  
りまして、我々の考えておりまするこ  
とは、むしろこの國會議員として、其  
今は衆議院、參議院とおの／＼何名か  
つということは、はつきりいえないが、  
手続は國会に対する承認を求めるよ

な形において、両院議長の推薦をとる  
併しその数は現在はつきりしないとい  
うお話をありまするが、むしろこれは  
はつきりして頂いて置く方が、審議を  
進めるのにいいのではないか、かよう  
に考えて御質問いたしておるわけであ  
りまして、本日若しやお答えができるま  
せんでしたら……。この点を更に一つ  
お伺いしたい。

○委員長(塙本重義君)　この点は百分  
もちよつと附言して置きますが、たし  
か行政関係のものでありますたか、先  
の国会でその定員を五名として、そし  
てその中で衆議院からその委員長を出  
した場合に、他の委員は参議院がら出  
すという約束があつたにも拘わらず、  
委員長を衆議院の方からとつて、更に

又他の二名を衆議院議員から出したといふようなことのために、参議院が一  
人も加わらなかつたということです。今度國会で改正を加えて、五名の定員を  
七名にして、参議院議員一名を加える

と改めなればならないといふ処置を一通り

と改めなければならないという処置をとらなければならなかつた。そういうこともあるのでありますから、この点をここで責任を以てそれを明らかにして置いて頂きたい。これは又総理大臣からお話をあつたからいいかとも考えますが、この第五條、こういう書き方では、國会法第三十九條ありましたかにも抵触すると考えられます。法律でもつて定められた場合においては、総理大臣は本当から言いますならば、議院の議決を経なくとも、総理大臣が任命できるという規定が、國会法にあります。そうではない場合においては、今お話の通り議長に推薦を依頼して、議院運営の議事を経て、國会の議決を得なければならぬ。こういう規定のある

どころから見ると、この第五條の條文は甚だ不十分であると存じますので、この点をはつきり説明をして頂きたいと思います。

○國務大臣(林譲治君) それではお答えいたします。今の国會議員の数などの問題につきましては、全体の数からいたしましたならば、衆議院の方が数が多くて、参議院の数が少ないのであるとか、その他いろいろの点もあるうちを考えますするが、私共も只今のところにおきましては、成るべく両者同様の數を以て進むというような方向に向つて行きたいと、私は現在考えてゐるわけであります。尙これは関係方面ともいろいろ折衝してみなければ、その人員の点につきましては、はつきり只

今の問題は申上げ兼ねますので、ただ  
私からの責任におきましては、成る  
べく衆議院、参議院同数の方向に向つ  
て、行き得られるような方向に、私と  
いたしましては進めたいと考えており  
が そ 〔一〇〕

古文

第十條の二項「幹  
金保険に關係のある行政廳の事務」とあります  
が、この社会保障制度は、  
日も御説明を聽きましたけれど、  
二條の前段におきましては、  
にプラスする生活保護を擴大  
社会保護と申しますか、そういう  
緒にしたものだというお答え  
のであります、そうちます。  
社会保険に關係のあるといふ  
ると、社会事業關係の方は一生  
それははつきり言葉の上でさ  
た方がいいのではないか。又  
る。若しこれに含むとすれば  
第四項の「その他社会保険事  
ある者」と、これも狭い範囲

るのか、これにはやはり社会の者も入れるという、廣い意味で解釈するのか、この間において解釈するのか、この間において解釈するのか、この間においてはつきりしない疑惑があると認められを明らかにして頂きたいたい。尙幹事並びに書記の給與は、尙幹事並びに書記の給與は、公務員としての行政廳における公務員としての行政廳における専任になるのか、兼書記は専任になるのか、若し専任になるならば、むしろ専任にするうならば、むしろ専任にするうではないか。この辺をお伺いす。

政府委員（宮崎太一君） 第十  
社会保険に関する行政處の事務  
から第五條の「社会保険事務  
ある者。」という文字でござ  
る。文字はこれはやはり嚴格に



する」とあります。が、その公布の日と  
いうのは、四十名が確定した後に公布  
するのか、公布して後から四十名にそ  
ういふ諸否を得るのか、一定の日を以  
て四十名が諸否を決定するものではな  
いのでありますから、第三項に「公布  
の日から一年」となつてあるから、公  
布の日までに一年の者が確定しておら  
なければなりません。公布の日から一  
年経つたら、四十名がたまらん場合が  
あります。が、それはどういうふうにな  
りますか。

○説明員(堀岡吉次君) これは公布の  
日から施行されまして、そうして施行  
いたしますので、初めて委嘱又は任命  
ということが可能になるわけでありま  
す。そうして今朝程保険局長より申上  
ありましたごとく、書類審査等の関係が  
上げる。それから公布の日から一年或  
いは二年という任期になつております  
ので、この附則の第三項は、本文の中  
における任期の二年、又は一年とい  
うのに対します特例であります。第  
一回に関する限りは正確に一年とい  
うことなしに、或いは十ヶ月とか、或  
いは十一ヶ月幾らとかいうふうなこと  
になる端数の整理のために、この附則  
を設けたわけであります。つまりと  
たしましては、成るべく一緒に任命な  
り御委嘱なりできるよういたしたい  
とは思いますが、いろいろの都合があ  
りまして、前後ばらくすることも起  
ることと思ひます。起りまして、  
この審議会の規則にあります通り委員  
四十名でござりますので、四十名の委  
員が法律上でき上るといふところでも  
つて、第一回の審議会を開催し、そ

してそこで会長なり副会長なりを互選  
して頂いて、いよいよ出発といふよう  
にならうかと思つております。そのた  
めの附則であります。

○中平常太郎君 それでは、先般兒童  
福祉委員を選定する場合でも、參衆兩  
院の方におきまして、いろいろ數のこ  
とや人選のことや、或いはこれに加盟  
するや否やということにつきまして、  
一月も二月も遅れまして、とても人員  
が揃わなかつたのであります。そろ  
してみると、法律は任期はこの公布的  
日から一ヶ月としてありますと、中で  
今お話をのように十ヶ月くらいの人もで  
きることになつて來るのであります  
が、それで宜しいのですか。予めそ  
ういう方と連絡なしに公布をなさるの  
か。公布はいつなさるつもりですか  
法律が決議になりますから直ぐお出  
しになるのですか。いつになるとい  
うことは書いてないのですが……。

○説明員(堀岡吉次君) 公布は現在の  
ところ、法律が現在衆議院を通過した  
しておりますので、參議院も御通過が  
ありますならば、手續が済み次第、公  
布するつもりであります。公布いたし  
ます。が、念のために伺つて置きますのは、  
これは、公布が一ヶ月遅れたらどうなり  
ますか。法律が公布されることは間違  
ないが、公布の日はいつかということ  
です。

○政府委員(宮崎太一君) 「公布の日  
から施行する」と申しますのは、今説明  
員が言いましたように、なるべく早く  
公布をいたしまして、その日からすべ  
ての準備に着手して行こう。即ち委員  
の選を終りまして、そうしていろいろ  
な任命者の手續がござりますので、  
それに入つて行こうといふのであります  
して、公布の日から施行するというの  
は、大体こういう慣例と思うのであり  
ます。

○政府委員(宮崎太一君) お答え申上  
ますが、適任者が再任されることとは  
当然のことだと思いますが、適任とは  
どう決めるかという問題でござります  
が、これはやはり第一回の委員会がで  
きましてから、任期が一年ござります  
が、その間におきまして、大体の皆さ  
ん、会長その他の空氣で決まるものだ  
と思いますが、政府が単独にあれは適  
任だ不適任だというようなことはな  
れないものだと存ずるのをさぎります  
が、その形式的に誰が決めるかとい

なるやら分らんわけであります。が、そ  
るというような意味の御答弁であつた  
ですか。「公布の日」というのは……。  
と記憶いたすのであります。が、これ  
はすでに衆議院を通過いたしておりま  
すので、衆議院の厚生委員長に会い

まして、この点を確めたのであります  
が、衆議院の厚生委員長は、衆議院  
の意向としては、衆議院、參議院各  
院の御予定は、各々同様の御予定であ  
ります。それで改めてこの機会に政府に對  
しまして、この國會議員の衆議院參議  
院の御予定を以つてこれを通過し

とか、或いは法律確定次第直ちに施行  
されるとか……。「公布の日」というだけ  
では、公布が一ヶ月遅れたらどうなり  
ますか。法律が公布されることは間違  
ないが、公布の日はいつかということ  
です。

○政府委員(宮崎太一君) この國會議員  
の人数につきましては、政府といたし  
ましては、この両院、參議院及び衆議  
院各々五名ずつ、併せて十人という予  
定であります。

○鷹井伊介君 委員の任期とその任命  
並びに委嘱に関してであります。が、適  
任者は再任する、再委嘱するという御  
意思がありますか。又その場合に、適  
任者は誰が適任者と認めるか、その  
手續上的ことをどういうふうにお考  
えになりますか。

○政府委員(宮崎太一君) お答え申上  
ますが、適任者が再任されることとは  
当然のことだと思いますが、適任とは  
どう決めるかという問題でござります  
が、これはやはり第一回の委員会がで  
きましてから、任期が一年ござります  
が、その間におきまして、大体の皆さ  
ん、会長その他の空氣で決まるものだ  
と思いますが、政府が単独にあれは適  
任だ不適任だというようなことはな  
れないものだと存ずるのをさぎります  
が、その形式的に誰が決めるかとい

るから、はつきりとここに申上げ兼ね  
て、政府の答弁を承つて保留して置き  
ましたところが、他の同僚議君が補助  
質疑して頂きました。その後いろいろ  
の任命の範囲が定められてあります。  
いずれも内閣総理大臣が必要があると  
認めるとときとこうなつております。  
審議会みずからが必要があると認めた  
ときには臨時委員を置くことがで  
きる、こうしたことになつております。  
この第三條に、特別の事項を調査審議  
いたしますために、総理大臣が必要と  
認めるときは臨時委員を置くことがで  
きる、こうのことになつております。  
この第五條の第二項に、その臨時委員  
の任命の範囲が定められてあります。  
いたしますために、総理大臣が必要と  
認めるときは臨時委員を置くことがあります。  
臨時委員を置くのが私は建前で  
あらうと思います。このに、臨時委員の  
任命につきましては、審議会が全然主  
動的権限がないようではあります。が、こ  
の点は政府におきましては、何かお考  
えがあるのであります。明瞭に

いたして置きたいと思います。  
○政府委員(宮崎太一君) 第三條の臨  
時委員の選任の問題でござりますが、  
仰せの通り、臨時委員は特別の事項を  
調査審議するために設けますもので、  
さいますので、最初の委員会におきま  
して、臨時委員の必要を認めました際におきま  
して、内閣総理大臣が委員の御意向に  
よりまして臨時委員を選ぶわけですが  
います。勿論その選任に当りますては、

一回の審議会を開催し、そう一日が一ヶ月先になるやら、二ヶ月先に

ついでに、関係方面その他の関係もあるが、その形式的立場が決めるかと、結論

二十一

委員の方々の互選による会長、副会長ができますので、その会長の御意見即ち

ち委員の趣意によりまして内閣総理大臣が選任をする。こういうようになりますのでございます。なぜ会長等を書かなくなつたかといふ点でございますが、臨時委員は若し必要がありますときと

問は、会長は会務を總理いたしますのでござりますので、幹事は会長の指揮命令に従つて動くものと存じます。

○山下義信君 丁承いたしました。それからこの審議会設置法案を見ますると、午前も申上げましたのであります。が、適用の細かい点につきましては、別段政令によるとも、或いは審議会みずから制定するところの、例えば審議会規則とか、どうぞうなものによるト

了承いたしたのであります。この際  
急のために承つて置きたいと思います  
のは、この法律は公布の日から直ちに  
施行せられることになつておるのであ  
りますが、相当委員の人選であります  
とか、いろ／＼な仕度があると思うの  
であります。凡そいつ頃からこの審  
議会の発足が、成立をいたしまして、  
できるといふようなお見透しでござい  
ましようか。その辺承つて置きます。  
もうすでに御説明がありましたらば、  
後で私他から了承いたすことについた  
ます。尙重大なことを政府に私は伺つ

見まして適任というような人を私共が  
考えましたときには十分我々厚生委員  
会、つまり厚生委員の意見も非公式に  
一つお聴きになりまして、廣く天下か  
ら人材を求められる。こういうような  
お心構えを頂きまするならば、國会議  
員が入ろうと入るまいと、又その数が  
如何であろうと全般の四十名の、この  
委員の人選などにつきましては、私共  
にも廣く人材の探し方を、いふく機  
会あるごとに御協議下さいまするなら  
ば、私は非常にうまく行くのではない  
かと考えまするので、その点この御議  
会の発足の日取りのお見込みや、そうち  
う点まで深く我々國側と密接に御  
協力下さりまする御意思があるか、否

おきますする選考に当りまして、非公式で大体又は係官のところへ皆様からお教えを願つて、そのお教えによつて成るべく進んで行きたいと、こうじてことを大臣が申されたのでござりますが、私共もさように存じておる次第でござります。  
○山下義信君 政府の答弁に満足をいたしました。本員の質疑はこれで終りました。  
○堀井伊介君 五條の二項の臨時委員会は前項の二号から第四号までと、從つてそれには國會議員が入らないわけがないでございますが、國會議員がこれに入らない理由と、それから今一つは、識経験のある者、並びにその次の第号であります。その中に國會議員ある人が選任者であつた場合には、それは國會議員であつてもその方に加

られるかどうかということなんですが、もう一遍言い換えますと、第一項は会議員が若し省かれるとするならば

三四の中には國會議員の適任者を入れるものであるかどうか、その点お伺いします。

○政府委員(吉崎太一君) 第五條の二項に臨時委員の選任の範囲を書いた上に、一二三議会議事が入

ひさしはすが、各ごとに問題を抱いておらない、そういうことの理由でござりますが、私共の考え方いたしま

では國會議員は臨時委員ではないけれども、正式の委員としてお願いをすることいたしまして、専門の事項等について

員をここに入れることはいけないの  
願いをするのでありますので、國会で  
臨時委員でございまして、臨時で

やないかと、こういう考え方で第一号委員を、臨時委員から除いた次第でございます。

○政府委員(宮崎太一君) 只今の御質

第九部、再生委員会報告第一号

易經和十三年十一月十二日



じういふ意味においてこの審議会を作

の社会保障制度が実施されましたとき

強く要望いたしまして本案に賛成さし

会設置法案の原案を可とするに賛

今泉 政喜君

委員

谷口 順三郎君  
姫井 伊介君

中平 常太郎君  
山下 義信君  
草葉 隆圓君  
中山 真彦君  
竹中 七郎君  
井上なつゑ君

國務大臣

厚生大臣 林 譲治君

政府委員

厚生政務次官 國 伊能君  
厚生事務官 (保険局長) 高崎 太一君  
(保険局長) 高崎 太一君  
説明員  
(厚生事務官) 堀岡 吉次君  
(厚生事務課長) 堀岡 吉次君

第六卷 附錄第三編 第三章 昭和十五年十二月十一日

二二

昭和二十四年一月十七日印刷

昭和二十四年一月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局